

平成16年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時	平成16年12月17日(金)午後2時00分～午後4時30分
場 所	石狩市役所本庁舎5階 第1委員会室
出席者	佐藤(克)会長、石黒副会長、越智委員、糟谷委員、桑島委員、佐藤(寿)委員、 薩摩委員、志摩委員、高橋委員、辻委員、椿委員、羽田委員、細川委員、松尾委員 (服部委員は欠席)
傍聴者	2人
議 題	平成15年度市民参加手続の実施・運用状況の評価について【諮問】
資 料	資料1 平成15年度市民参加手続の実施状況 資料2 H15制定(改正)条例・規則等一覧(市民参加手続関連) 資料3 H15策定(改定)計画等一覧(市民参加手続関連) 資料4 審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況 資料5 パブリックコメント手続の実施状況 資料6 平成15年度市民参加手続に関する議会質問・答弁の状況 資料7 平成15年度市民の声を聴く課に寄せられた「提言」 資料8 市民意見の積極把握をした事例(平成15年度) 資料9 市民参加制度に関する市職員アンケートの結果 資料10 検討を要すると思われる市民参加手続の事例 参考 市民参加手続の公表事例

1. 開会

2. 委嘱状交付

事務局：大変、悪路の中お集まりいただきましてありがとうございます。早速でございますけれども、平成16年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会を開会させていただきます。私、所管させていただきます企画財政部の野と申します。よろしくお願いたします。本日は委員改選後初めての審議会でございますので、会長が決まるまで、私が司会進行を務めさせていただきます。会議に入ります前に、担当する事務局といたしまして、審議会が当初予定よりも大幅に開催時期が遅れてしまいました。この点につきまして深く委員の皆様にお詫びを申し上げたいと思います。大変恐縮ではございますけれども、時間の関係もございまして、委嘱状につきましては、あらかじめそれぞれのお席に配付させていただいておりますので、その点もご了承願いたいと存じます。それでは、初めに田岡市長からご挨拶をいたします。

田岡市長：皆さんこんにちは。大変お忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございます。石狩市における市民参加制度というのは、既にその状況については、皆さん十分ご理解をいただいていると思いますが、そのような取り組み、そして条例そのもの

が、石狩市が果たした全国の自治体に向けたメッセージというものも評価をいただく一方で、私も審議会の日程というものに、ややもすると事務局に任せていたということから、執行というものに市長として意を汲んでいなかったと言いますか、目が届かなかったという結果、このように開催が遅れてしまいました。この間いろいろと事情もないわけではないのですが、結果として年も終わりになってようやく開催されるということについて、深くお詫び申し上げたいと思います。今日、皆さん方に委嘱状をお渡しし、また新たに委員としてご参加をいただいた皆さん方におかれましても、このような状況であります。何とぞこの制度の本旨を理解していただいて、これからのご審議をいただければと思っております。前回の当審議会の本市における取り組みの状況、特に事業評価制度などを含めたご意見につきましては、私どももご指摘をいただいた内容については、しっかり取り組みをさせていただいておりますし、少なくとも指摘事項につきましては、職員自身も十分そのことについて考えながら事に当たっていると思っております。今日新聞に出ておりますように、パブリックコメントがゼロというところを見ますと、職員とも話をしているのですが、単なるパブリックコメントの時期を設定して課題を設定しながら、一方通行で走っていないだろうか。次なる市民の声を掘り起こすというのはどういうことなのだろうか、そのような会話も内部ではさせていただいておりますが、パブリックコメントというのは、これまでの市民が歩んできた道を象徴するように、どうやら政策決定のプロセスの中に、市民が自ら身を置くということに慣れていないところもあるでしょう。それから、私どもが適切に説明を届けていないという問題もあるのかも分かりませんが、しかし、これにめげないで進化をさせ、少しずつ職員ももちろん市民も意識を改革していただかなければならないと思っております。重ねて深くお詫びを申し上げまして、改めて第2期のスタートに当って皆さんのご協力を心からお願い申し上げたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

事務局：それでは、正副会長選出に先立ちまして、初めての審議会でもございますので、自己紹介を委員の皆様から順番にお願いします。

越智委員：越智です。私は団体の方、石狩市連合町内会連絡協議会から推薦されて出てまいりました。小さな町内会が集まって各地で連合町内会を作り、それをさらに一本にした連絡協議会というところでございます。よろしくお願いいたします。

糟谷委員：私は糟谷ひろ子と申します。私の場合は国際ソロプチミスト石狩というボランティアの団体があるのですが、名簿には副会長とありますが、今期は会長を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

桑島委員：教育委員会社会教育課の桑島でございます。よろしくお願いいたします。

薩摩委員：薩摩奈穂と申します。NPO法人石狩国際交流協会に勤めております。よろしくお願いいたします。

佐藤（寿）委員：佐藤寿子と申します。消費者協会の方からまいっております。大変世間で騒がれております「おれおれ詐欺」。ああ言うものが非常に多くて皆さんの相談に応

じるのに大変な思いをしているのですけれども、みんなでがんばっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

志摩委員：志摩達也です。第1次の審議会に引き続いてということで、地方公務員として札幌市に32年間勤めたということで、微力ではございますが当審議会にお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

佐藤（克）委員：佐藤克廣と申します。北海学園大学の教員をしておりますが、この条例を作る段階から関わっておりまして、第1期の審議会にもおりました。第2期目ということになりますけれどもよろしくお願いいたします。

石黒委員：石黒と申します。元手稲区長さんいらっしゃいましたけど、手稲区の住民でございます。小樽商科大学で教員をしております。法律を専攻しておりまして、佐藤先生も言われてましたが、私も条例制定に当って検討委員会に参加させていただいております。ただ、この審議会の1期目には入っておりませんので、状況が良く分かってないところもありますので勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋委員：高橋裕典と申します。石狩市ボランティア連絡協議会の方から推薦されて参加させていただくこととなりました。ますます高齢化が進む中で、今後ボランティア活動というのはこれからもなお大切な時期に入っていくのではないかと思います。そのところを踏まえて皆さんと一緒に勉強してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

辻委員：辻正一でございます。一般公募に応募いたしまして、1回目に引き続いて今回も参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

椿委員：一般公募で委嘱を受けました椿と申します。初めてであります。どうぞよろしくお願いいたします。

羽田委員：一般公募で応募いたしました羽田美智代と申します。市会議員を12年やらせていただきまして、現在、まちづくりNPOを運営しております。よろしくお願いいたします。

細川委員：石狩市役所総務部行政管理課長を務めております細川と申します。行政から職員の代表といたしますか、職員の1人として出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

松尾委員：松尾と申します。一般公募で委嘱していただいたということで、地元で商売をさせていただいている人間として、このまちがどうなっていくのか、そのへんに関心を持って参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

3．正副会長選出

事務局：ありがとうございました。次第に沿って進めさせていただきます。正副会長の選出についてどういう形で選出されたら良いかご意見を伺いたいと存じますがよろしくお願いいたします。

志摩委員：僭越ですが、推薦という形で取り決めたらどうかということで、条例制定に多大なご尽力をいただいて、そして第1次の審議会も提言等で卓越した見識を有しております、前会長でありました佐藤先生をご推薦いたしたいと思います。あわせて、会長の補佐役として、ただ今紹介にもありました、地方自治に大変詳しく、学識者でもあります石黒先生に副会長をご推薦いたしたいと思います。

事務局：ただ今、志摩委員の方から会長に佐藤委員、副会長には石黒委員という形でご推薦がありましたけれども、他にご意見がございますでしょうか。

（「異議ありません」の声あり）

事務局：なければ、そのような形で決めさせていただきたいと思います。それでは両委員におかれましては席を移動していただきたいと思います。

4．諮問

事務局：市長から佐藤会長に諮問書をお渡しいたします。

田岡市長：読み上げませんので、委員の皆さんに後でコピーをお渡ししてください。

事務局：市長は所用のため、以上で退席いたします。以後の司会は佐藤会長にお願いいたします。

5．資料説明

佐藤会長：第1回目に引き続きまして、第2回目も会長ということでご指名いただきました。条例をご覧いただければ分かりますように、審議会の委員としては2期が限度でございますので、今期で私はいなくなるという立場でございます。最後の会期ではございませんけれども、皆様方のご協力での石狩市の市民参加の制度がますます発展するようにして行きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、先ほど市長から諮問がございましたけれども、中身はそれほど長いものではございません。「平成15年度市民参加手続の実施及び運用の状況について、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第28条第3号の規定に基づき、貴審議会の意見をうかがいます。」というものでございました。後で皆様方にコピーがまいるかと思えます。そこで、今日の終了時刻は概ね4時半を目途といたしております。本日の資料並びに進め方につきまして、事務局からご説明をいただければと思います。よろしくお願いたします。

事務局：事務局を務めます企画調整課長の佐々木と申します。よろしくお願いたします。私の方から資料の確認をお願いいたします。市民参加制度調査審議会の資料として、すでにお手元に郵送しております冊子、今日配付分といたしまして、「資料10 検討を要すると思われる市民参加手続の事例」、参考資料といたしまして市民参加手続の公表事例、委員名簿がお手元に行っていると思います。まず資料1でございます。平成15年度の市民参加手続の実施状況でございます。ただ今市長から諮問がございました内容というのは、平成15年度の市民参加の状況について評価をお願いすることとなります。1月に新任の委員

の方にはガイダンスということでさせていただいたこともありましたが、私どもの市民の声を活かす条例の中では、例えば特に重要なものについては、複数の市民参加手続、複数の方法で市民の声を聴くんだよと、もしもその案件で重大な影響を受ける方がいるような場合には、その方が意見を言えるような方法の市民参加手続をするんだよという原則をうたっております。この資料1でございますけれども、平成15年度はここに書いてございますようなテーマについて、それぞれ審議会あるいはパブリックコメント、あと審議会やパブリックコメントを組み合わせさせたものもございます。全部合わせますと4ページでございます49案件について59手続ということになるのですけれども、こちらへんについて、先ほど申し上げました原則に照らしてみてもうどうであったかという観点からご検討いただければと思います。かいつまんで手続の内容についてご説明いたします。先ほど市長からございました「平成15年度事業評価(試行)の作業中間報告」につきましてはパブリックコメントということで、昨年評価をいたしました110以上の事業につきまして、評価作業の中間段階での状況を公表して、それに対するご意見をいただくということをやっております。また、「財政構造改革における取り組み事項の検討」ということでは、15年度は審議会、行政改革懇話会にかかっているのですけれども、これは引き続き平成16年度にパブリックコメントをやっているところでございます。また、2ページ1番下の2つです。「地域福祉計画の策定」「次世代育成計画の策定」については、平成15年度は審議会でございますけれども、引き続き平成16年度にパブリックコメントをかけているところであります。また3ページ1番上、「障がい者計画の策定」も同じです。後は説明が長くなりますので、これぐらいにさせていただきます。もし内容についてご質問があれば後ほどお願いいたします。最終的に4ページ下の表であります。平成15年度につきましては、59の手続に1,025名の参加をいただきました。これは平成14年度に比べますと参加者数で若干減っております。手続の内容「その他」がマイナス385となっているのが大きいのですが、これは平成14年度につきましては介護保険計画の改定に伴いまして、市内各所で地区説明会を行いまして、それに400人以上の方に来ていただいたということがございます。15年度はそういったものがなかったということで、人数的には減っている状況になってございます。続きまして資料2でございますが、平成15年度に制定あるいは改正などしました、条例・規則などの一覧でございます。この表はそれぞれ条例・規則・要綱という形に分けまして、件名と主にどういったようなことを定めた、あるいは変えたのか。それから右側の備考欄にはそれについてどういう市民参加手続をやったのか、ということが載っております。このうち条例の2番「石狩市税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例の一部改正」でありますけれども、市民の声を活かす条例の施行規則8条1項、これは法令に定めがあって市としての裁量の幅が極めて狭いという時には手続をしなくていいですよ、という規定がございます。それに基づいて、これらの市民参加手続をしていないということを示しております。これらの税に関する条例は根っこにある地方税法が改正になりまして、それと整合を保つために必然的に出てくる改正ということで、先ほどの規則の適

用除外条項を適用させたことになっております。また、条例の5番目「市立幼稚園設置条例の廃止」というのがございます。これは後ほどご説明いたしますけれども、公の施設の廃止につきましては、今の条例では市民参加手続を要することにはなってございません。これについても手続はしていないこととなります。次に規則の1番目「政治倫理条例施行規則の一部改正」です。この中で(条例No12関連)という部分は誤記でございます。削っていただきたいと思えます。この規則8条3項というのは、内容に実質的な変更がない改正であったので、市民参加手続はいらないと判断したところであります。これは、税法の改正で商品先物取引の所得が分離課税となりました。それで、政治倫理条例の中の所得報告書の中で、それぞれの所得の区分が書いてあるのですけれども、その中に商品先物取引の所得という欄を、法律の改正と整合を取るために追加したということになります。ですから、この欄を追加する、しないによって、書くか書かないかが変わってくるわけではありません。欄がないとしても分離課税のものですから、どこかに金額的には書かなければだめということになります。この改正というのは、内容が実質的な変更を伴うものではないという判断をしたところであります。

次の「地縁団体印鑑登録証明事務規則」ですが、規則8条2項とは、すでに存在する前例なり一般例なりに従うのが明らかに合理的だという判断で、これも市民参加手続をしておりません。これは町内会みたいな団体が法人格を持つことができるのですけれども、その時に市が印鑑登録をできることになっております。その時にいただく手数料が、個人の印鑑登録手数料と同じにしますよと、額がすでに定まっておりますのでそれを適用します、ということを経則の中でうたっております。これは同じ印鑑登録という事務になりますので、印鑑登録で350円という、すでにあるルールに従うのが合理的であろうということで市民参加手続は必要ないと考えております。続いて6ページの規則の7番「市立幼稚園の入園及び退園等に関する取扱規程」、要綱の4番「ディスプレイ排水処理システム新設等要綱」の2つは市民参加手続をやっていないところですのでけれども、これについては後ほどご説明させていただきます。それから最後に要綱の6番ですが、「鳥獣捕獲許可取扱要領」ですが、市ではすでにこの種の要綱は持っていたのですが、それを全部改正いたしました。ただ、行政指導の内容の部分に関しましては、従前と内容的に変わるものではないということで、市民参加手続の対象とはしてございません。続きまして7ページ資料3でございますが、平成15年度に市で策定した計画の一覧とその計画に際して行った市民参加手続を載せてございます。続いて8ページ資料4でございます。これは市民の声を活かす条例の中で、審議会をやる時、特に諮問をする時にはその案件・内容を公表しなさい。あるいは非公開とする時とか緊急時を除いては、会議の予定を公表しなさい。それとか議事録を作成しなさい。運用の中で市役所の1階ロビーにあります情報公開コーナーに議事録を備え付けているのですけれども、そのへんの状況をまとめたものでございます。この表は左から事務局担当課、審議会の名前と平成15年度に何回やったのかというもの。それぞれの審議会の開催日、公開・非公開の別。×と書いてあるのが非公開でやったというこ

とになります。諮問というところは、その回で諮問した時には を書いていて、諮問されていない時には×になっています。HPとは、会議の予定をホームページに掲載した日です。あい・ボードというのは、会議の予定をあい・ボードに掲載した日です。広報という欄の数字は、常に事後の公表になってしまうのですが、広報の何月号に会議の状況を載せたか、それから会議録というところは、情報公開コーナーに会議録を備え付けた日です。1番右側の傍聴というのは、傍聴者の数といったようなことでまとめてございます。ずっと見ていただきますと、ところどころ網掛けされているところがあります。例えば8ページでいうと下の方に「生活安全推進協議会」これのHPの欄では9/26となっています。これは9月24日に開催したところ、会議の予定を載せたのが9月26日でしたということで、これは予定の公表というルールが守られていなかったというケースです。網掛けがついているのが、先ほど申し上げたルールに反するような運用がされてしまったというケースになります。ただ10ページの「就学指導委員会」「教育委員会芸術文化スポーツ表彰選考委員会」これらはHPのところ網掛けは付いているのですが、実質非公開でやっておりますので、会議の事前公表義務まではないということになります。これらをひっくるめて、ここでは網掛けをしております。最終的なまとめといたしましては、10ページの1番下の欄に載っております。こういった情報の公開ルールに反した審議会というのが6つありました。これは14年度では11ありましたので、それから比べると改善されていると言えると思います。またHPで出すタイミングが遅くなったケースとしては6件ありました。これも、14年度は8件でしたので2件減っていると。あい・ボードに載せなかったのが1回ありました。これも14年度は11回ありましたので改善されております。広報に載せなかったケースが1回、これも14年度は2回でしたので若干良くなっているということになります。全般的に言いますと、数字的には前年度よりも会議に関する情報の公表ということについては改善されてきたと思います。参考までに12ページ以下で、平成14年度の状況が載っております。

続きまして16ページ資料5であります。パブリックコメント手続の実施状況ということで、平成15年度に行われましたパブリックコメントをどういう案件でやったか。それから意見の提出状況はどうであったか。意見の提出があったものについては、こういったものが検討なり結果なりになったのかをまとめております。(1)から(3)まで、これらは意見の提出はございませんでした。(4)福祉のまちづくり条例につきましては、3人の方から7件の意見をいただいております。意見の検討結果とその理由というのは16ページから18ページまでの表でまとめてありますが、数字的なまとめで言いますと、措置済というものも含めて採用された意見が2件、不採用が7件という状況でありました。また、18ページ(5)平成15年度事業評価(試行)の作業中間報告についてのパブリックコメント手続につきましては、10人の方から51件の意見が寄せられております。その中では、個別事業の評価内容についての意見が43件、事業評価の進め方そのものに対する意見が8件ということになります。個別事業の評価内容についての意見では、採用・一部採用も含めて

18件、不採用が11件、その他今後の参考としますといったような取扱いとなったものが12件という状況になりました。28ページでございます。(6)石狩市地域誌資料センターの利用条件を定める条例、規則等の検討については、5人の方から13件のご意見をいただいております。これも意見の検討結果と理由は表にまとめた通りでございますが、数字的にまとめますと採用された意見が3件、不採用が1件、その他が7件といったような形になります。全体通してまとめますと、資料の中には数字は載っていないのですが、平成15年度全体では10件のパブリックコメントをやって意見ゼロが7件。平成14年度では全部で9件のパブリックコメントをやって、意見が出なかったのが3件ということになります。従って意見のなかったパブリックコメント手続が増えているということになります。また、意見の採用率であります、平成15年度は一部採用なども含めて47%が何らかの形でその後の行政の決定に反映されているという結果になってございます。一方平成14年度は35%です。それから、はっきり採用しませんという扱いをされたのが、平成15年度は35%、一方前年度が20%でありました。それから、その他今後の検討課題とするなどの扱いをされたのが、15年度は39%、14年度は45%ということになりました。続きまして、30ページ資料6であります、15年度に市民参加手続に関して行われました議会での質疑の状況であります。30ページ下の仮称石狩市地域誌資料センターについての質問がございます。この中で質問の趣旨としては、地域誌資料センターは今で言いますと「砂丘の風資料館」という元の地ビール館の建物を借りてやっている資料館ですけれども、これについて市民参加の中で施設の概要ですとか位置を決めるべきではなかったのか、という質問がされております。これに対して答弁としては、すでにある施設を借りてやるということで、市民の声を活かす条例では、公共施設を造る時には設計概要について市民参加手続をするというルールがあるのですけれども、今回のケースはすでにある建物を借りてやるということになるので、設計の概要といったようなもの自体を検討する余地がない、ということで設計概要については市民参加手続を省略してやりましたという答弁をしております。ただ、この施設の使い方、料金をいくりにするといったことについては、これとは別に市民参加手続をしております。また、33ページです。先ほどお話ししました市立幼稚園の廃園に関する質問ですけれども、廃園を市の方で一方的に決めたと、もっと十分に時間をかけて市民参加で市民の合意を得るべきではなかったのか、という質問がされております。これに対する答弁といたしましては、平成9年の幼稚園教育検討委員会で廃止の方向性が出され、平成13年度に石狩市教育プランを作っているのですが、これは市民参加のもとで作った計画であります、廃止という方向性が出されております。そういうことで、今現在の条例の中で廃止する時には市民参加は義務付けられていない、さらに、以前市民参加のもとで廃止の方針について、すでに検討が終わっているということで、今回の公共施設の廃止の進め方については特に問題ないという認識で答弁しております。それ以外にもいくつか質問が出ておりますが、基本的に評価との関係で問題になりそうだなと思われるものは2つと考えております。続きまして36ページ資料7であります、平成15年度に市民の声を

聴く課に寄せられた提言をまとめたものでございます。市民の声を活かす条例の中では、こういった提言についても、条例の趣旨・目的に合致すると思われるものは、総合的・多面的に検討するよう務めますとなっております。従いましてそのような観点から、これらの意見についてこういったような回答でどうだったのか、という観点からご検討いただければと思います。

次に資料8では、市民意見の積極把握をした事例の一覧表が出ています。これも市民参加手続だけではなく、いろいろな形で市民意見の積極把握に努めましょうということをご条例の中でうたっているものですから、こういったような形で市民の意見を積極的に聴いてきたのかといったような観点からまとめたものでございます。数字的なものは載せてないのですが、全部で45の案件について47の手法がとられております。手法別に言いますと、アンケートが33件ということで全体の7割くらいを占めていて、説明会が11件で24%。その他面談形式が3件で6%となっております。また所管で言いますと、保健福祉部がかなり多くなってはおりますが、福祉に関する3つの計画の策定をしていたこと、比較的事业を多く持っているということで、事業の参加者に対するアンケートを積極的にやってきたということで、こういう結果になっていると思います。続きまして39ページ以下に、市民参加制度に関する市職員アンケートの結果ということで、15年度実際に市民参加手続などに関わってきました市職員に対するアンケートの結果であります。これからの審議を進める際の全般の参考としていただければということで、職員意識がどうなっているのかといったあたりをご覧いただければと思います。41ページから43ページにかけて、現行の市民参加制度について感じる事、ということていくつか出ているのですが、総体的に言いますと、市民の反応がまだまだ低いという見方、あるいは職員の意識が低いのもっと研修が必要だという見方、あるいは手続や運用をもっと手間がかからないように、あるいは重要なものだけにしぼった方がいいのではないかと見方。こういった意見が比較的多く見られました。

最後に資料の10でございますけれども、これから平成15年度の市民参加手続の状況の評価をお願いすることになるのですけれども、一例と言いますか、こういったような点から検討することが考えられるかなというものを、事務局でまとめさせていただきました。1つ目としては全般的事項といたしまして、この15年度に行われました市民参加手続、これがより良いまちづくりのために行政活動の中に市民意見を反映していくというこの制度の趣旨に照らしまして、必要な案件について十分な内容で市民参加手続が行われたかどうか、やり方が適切だったか、あるいは適用除外とした判断が適切だったか、それから実施しないものもありました、地域誌資料センターですとか、幼稚園の廃止と。やらないものもあったのですが、そのへんの妥当性はどうか。あるいは、審議会に関する情報の提供の仕方はどうか。そのような観点からの検討が考えられると思います。2つ目でございますが、内部規程、条例の中では、例えば使用料の減免に関する規程、あるいは行政指導の基準。こういったものは、議会にかかる条例、あるいは、それに次ぐ立場の規則

といったような形式よりも、もっと軽いものというか内部でしか通用しないような要綱ですとか、訓令といったルールの中で決めている例もございます。市民の声を活かす条例の中では、内部的なルールであったとしても、それが実質的に市民に対して影響が及ぶものであれば、市民参加手続が必要だという考え方のもとで、ルールを作っております。しかしながら、15年度につきましては、「市立幼稚園の入園及び退園等に関する取扱規程」、「ディスプレイ排水処理システム新設等要綱」この2つについては、市民参加手続が行われておりません。これがどういったようなルールなのか、担当部局では何を考えていたのかを、お手元の表にまとめてあります。実は14年度についても、「土砂採取を目的とした農地の一時転用の行政指導基準」は市民参加手続をやっておりません。これも所管としては、どういう場合に市民参加手続が必要なのかということをしっかり認識していなかった、といったようなことがその理由なのですけれども、例えば、こういったことを市民参加手続の実施状況としてどのように考えれば良いのか。ルールですから基本的にはまずやるべきだ、というところから入るのですが、ただ、市民の声を活かす条例というのは、常に改善を続けるという原則を持ってあります。改善というのは、より現実に合った、合理的なルールにして行こうということもあるわけで、もしも所管の方であまり意識していないといったものが、止むを得ない、むしろその方が普通なのだというような判断ができるのであれば、ルールを変えなければだめだということも、場合によってはあるわけです。そこら辺も含めたご検討をお願いできればと考えております。また3つ目ですが、市民参加手続の結果の公表の話であります。条例の中では市民参加手続で提出された意見、これは審議会の答申なども含むのですが、その検討を終えた時には原則として、その意見の内容、検討経過、検討結果、その理由を市役所の窓口、あい・ボード、広報、ホームページで公表することとなっております。しかしながら、結果公表の状況をまとめたところでは、ホームページでは全てやっているのですけれども、あい・ボード、広報では成績が悪くなっております。これらもルールから見てどうなんだという話の一つあると思います。それから、もう一つは情報の共有を進めるという意味で、今の公表方法がこれで良いのかどうかという、ルールの根本に触れるような形での検討も考えられると思います。その参考といたしまして、市民参加手続の公表事例という別冊の資料を出しております。例えば1ページ目、使用料・手数料等審議会、住民基本台帳カード交付手数料を決めた時の情報の提供の仕方なのですが、まず1ページ目で使用料・手数料審議会を開きますよと、あい・ボードに出してございます。2ページ目ですがこれは答申の検討結果をこういう形であい・ボードに出してございます。それから3ページ目ですが、広報には左隅の方に書いてありますがこういう形で、審議会からの意見を検討して、こういう結果になりましたということを書いてあります。4ページには、ホームページにはこういう形で出しておると、4ページから6ページですね。これは審議会に関する情報提供の例です。こういう形で出してございます。また7ページ以降はパブリックコメントをやる場合はこういう形で出しているという例を載せているのですが、情報の提供のあり方がこれで良いのかどうかといったことを含

めた検討も考えられるかなと思います。最後4番目、パブリックコメント全般ということ、先ほど申し上げましたが15年度は10のパブリックコメントをやっているのですが、7つについては意見提出がございませんでした。これ自体をどう評価すべきか、という話の一つ考えられるかなと思います。また意見の提出のあった案件についてはその意見を総合的・多面的に検討したと判断できるかどうかと、あるいはこの7件意見がないということについて、今後どういうふうを考えていけばよいのか、もっともっと出させるような方向で考えるべきなのか、それとも例えばパブリックコメントというのはそもそもそういったものだからというように考えるべきなのか、そういったことも検討のテーマとなり得るのかな、と事務局としては考えております。これはあくまでも事務局として考えた例でありますので、これ以外のさまざまな観点から15年度の市民参加の状況をご審議頂ければと考えてございます。それと会議録をとる関係で録音させていただいております。マイクの切り替えをしなくてはならない関係もございますので、この先ご審議いただく際には挙手をお願いいたします。会長から指名されたらマイクを切り替えますので、会長の指名の後で発言をお願いしたいと思います。次にこれはご了承を頂きたい事項なのですが、第1期の市民参加制度調査審議会の答申の中で、審議会に実際に傍聴に来られた方に意見を伺ったらどうだろうかといったことも取り上げられておりました。隗(かい)より始めよ、という訳でもないのですが、この審議会から傍聴の方に文章で意見を出していただいているかどうかと考えております。この点についてご了解をいただきたいと思っております。いただいた意見等につきましては次回以降の運営に活かせるものは活かしていくなどしていきたいと思っております。それと今後の予定ですが、1回目開催の予定が大変遅れてしまって、申し訳ございませんでした。また、この後は16年度の市民参加手続の状況の評価という事も控えてございますので、15年度分の評価につきましては、とにかく今年度中にけりをつけてしまいたいと考えてございます。この先、年度内に1・2回、1月、2月くらいを目途に開催して参りたいと、事務局としては考えております。私の方からの説明は以上でございます。

佐藤会長：ありがとうございました。資料を全て、一気に説明していただきましたのでだんだん何をするのか分かりづらくなってきたと思いますが、先ほどの諮問の簡単な文を読んだだけでございますが、第28条の第3号と申しますのは、市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項という事でございまして、昨年度こういった市民参加手続をしたけれどもそれが良かったか、悪かったか、こういった点で改善していったらよいかというようなことについてご審議ください、という諮問でございます。

非常に資料が盛り沢山でありましたけれども、順序良く議論をして参りたいと思っております。ご発言は私の方で特に指名いたしませんので、どなたでも結構なのですが、先ほどありましたように挙手をしていただければありがたいです。まず資料の順番で議論、ご質問なり、ご意見なりをいただいて参りたいと思っております。その時々で前の資料の方で気がついた点など出てくるかと思っております。その場合にはそれで議論いただいてかまいませんので、

とりあえず資料の順番でご質問、ご意見をいただきたいと思います。まず資料の1ですね。平成15年度市民参加手続の実施状況についてご質問、ご意見ございましたらどなたからでも結構でございます。はいどうぞ、志摩委員。

志摩委員：資料1の関係で総括表の中のワークショップについてです。ワークショップというのは、一般的には比較的市民の意見が多数であれ少数であれ、話題によって比較的行政課題に対して注文なり、要請は、把握し易いと思うのです。そういうような意味では、機会を多くすれば市民の意見は行政側からとしては把握し易いと考えているのですが、行政当局としてワークショップは比較的少ないのですね。公園の計画だとか、除雪のシステムの検討ということなどで非常に市民が注目するような話題に限った事であるのか、その辺のワークショップの開き方について、現在行政がどの様に考えているのかお聞きしたいと思います。

佐藤会長：よろしくをお願いします。

事務局：今のところ統一的な運用というのは特にしていない状況でございます。現実問題としては、公共施設の設計といったような関係についてはコンサルタントが入ってくるといった事もございますので、職員側にワークショップの知識が特になくても出来るといった事もございます。この施設がらみについては多くなる傾向になると思っております。それ以外のものにつきましては、ワークショップを市の職員だけで企画していくとすれば、そのへんの経験も必要となります。そういう事で、まだまだ少ないのかなという感覚を事務局としては持っております。状況としては以上のことであります。

佐藤会長：はい、志摩委員。

志摩委員：私がなぜそういう質問をしたかということ、なかなかパブリックコメントについても、今後議論があると思うのですが、やはり行政が受け身型でなく、積極的に市民の声を聴くという姿勢があれば、もう少し全庁的にワークショップの機会を捉えて、ワークショップをした方が良いのではないかと、運用規定までは行きませんが、何らかの努力が必要かなと思います。

佐藤会長：いかがでございましょうか。

事務局：ワークショップの取り扱いといいますのは、押しなべて全てをやればよいという事ではなくてですね、特に市民の活動と一体的に行政がやって行かなくてはいけないというような地域密着型な部分で特に意識をしながらの入り方をしているんですけども、専門性、特殊性などいろんな部分がございます。ただ、志摩委員が言われたように、本来ワークショップでやった方が、より密度が高まるのではないかというものが中にはあるかもしれません。そういった手法の点検というのはそれぞれの所管で自主的にやられているのが実態でございますので、その点統一的にできるかは別としまして、手法の選定方法などについてどういう形で取り組んだら良いのかという事は、研究の余地があるのかもしれない。

佐藤会長：志摩委員よろしゅうございますか。ちょっと関連してなのですが、2ページ

の下から3番目、くるみ保育園の移転うんぬんの右側のその他内容・備考の欄で、右岸地区住民を主な対象とするサロン形式とありますが、これはワークショップのようなものなのですか。

事務局：これはワークショップほどしっかりしたものではなく、単純なお話し合いの中でなんとなく合意形成を図って行きましょうね、という事でやられたと聞いております。

佐藤会長：わかりました。他にこの資料について、はい、羽田委員。

羽田委員：2ページの市民生活課の（仮称）花川南複合施設の運営方法の検討等とありますけども、建設凍結により中止と。珍しいケースだと思うのですね、やり始めて建設が中止するという。建つ前に運営方法の検討がすでに始まって、民主主義で大変良いのかも知れないのですが、これは想定していなかったとおっしゃるかも知れませんが、いつの時期から運営方法を検討するのかという時期のずれというものはなかったのかというのを市民に審議をかける時期と、このへんの結果論ですけど結果がこうなっていますけれども、そのへんはどういう見解なのかをお聞きしたいなと思います。

佐藤会長：いかがでしょうか。

事務局：この施設は基本的に既存の公民館の老朽化に伴いまして、近くにありますが花川南出張所ですとか元々の公民館機能でありますとか、さらに市民活動が活発化していることで、市民活動の拠点作りにこの施設が活用できないかというようなことも含めてですね、複合的な機能を持たせて新たな拠点作りをしようということから出発しておりますけども、その際にコンセプトといたしまして、市民による運営形態ができないだろうかというような事もございまして、施設の計画内容と平行して運用形態の部分もかなり意識した中で進められてきています。段階的には、施設整備計画の内容、機能の部分が第1段階で作られまして、それを踏まえて施設の運営形態をどういう形で行こうかという第2段階でのプロセスがございました。ただ、建設凍結というのは財源的部分も非常に大きく要因としてありましてですね、昨年の収支計画で予算が全く立たない状態に陥りまして、やはり相当な大型建設事業でございましたので財政上の理由から一時建設を凍結しております。それに伴いまして、運営方法についてもある程度進んでいたと所管の方からは聞いておりますけれども、最終の詰めまでは至ってはいないという状況になっておりまして、この実施状況の中では極めて不透明な状態の書き方にはなっておりますけれども、最終的なとりまとめまでには至っていないと、私どもは聞いている状況にあります。

佐藤会長：はい、羽田委員。

羽田委員：そうなりますと、この検討会のようなものは今凍結だから何らかの形で復活したときには、継続みたいな形にするのですか。

事務局：恐らくこの複合施設の計画が、今の財政状況ではここ数年は立ち上がらないかなと思っておりますが、再び立ち上がる時にはもう一度その時の時代背景に合わせた施設整備の見直し、それから市民の運営形態のあり方というのは、もう一回ある程度の部分は再度検討していく形になるかと思っておりますので、私共としてはこれが動き始めたら、当然

このような市民会議を含めた市民参加手続の部分というのは、再び履行されていくと認識しております。

佐藤会長：よろしゅうございますか。なかなかいつの時期から運営方法の検討を始めるかというのは難しいかと思えますね。この具体の事例についてはよく存じませんが、やや早まった感があるというご意見もあるかもしれません。けれども、公の施設、建物ができてしまって、いざ運営方法を検討しようと市民が入った場合、なんでこんな設計になっているんだといったような意見が場合によっては出る可能性があります。そういう意味では、場合によっては、あらかじめ運営方法についての意見も反映して設計していくということも考えられますので、必ずしもこういった事態になったというのが望ましくないともいえないのかなと感想を持っております。

他に資料1につまましていかがでしょうか。もし資料1について他にございませんでしたら、資料2の方に移ってまいりたいと思います。

これは条例規則の一覧ですね。これは順序がやや飛んでしまいますけれども、空白の部分がございませぬ、先ほども指摘がありました市立幼稚園、ディスポーザというのがございませぬ、それを後回しにいたしまして、それ以外の部分でご質問、ご意見ございませぬでしょうか。はい、羽田委員。

羽田委員：5ページの規則(9)の3番目、保育実施に関する規則で社会福祉審議会に保育料金の改定がかかっているのですけれども、さっき言ったパブリックコメントをどこまでするかというのが、このへんも必要性があるのではないかと思うのです。保育料そのものは条例で規定していないというまちですし、確かに審議会にはかかっていますけれども市民の意見を直接聴くというチャンスはその審議会でもないと、どこにもひっかからない。いわゆる規則だけでやっている料金改定に対して、そういうコメントは必要なのではないかという私の見解があるのですけれども、そのへんはどうなのかという事をうかがいたいと思います。

佐藤会長：いかがでしょうか。

事務局：今現在の運用といたしましては、規則の別表の中で市民参加手続を検討する基準というのがあるのですが、お持ちですか。市民の声を活かす条例を解説したのですが、お持ちでない方いらっしゃいますか。

佐藤会長：お持ちでない方がいらっしゃれば今配らせたいと思います。

事務局：その51ページをご覧いただきたいのですが、審議会を開催するときに、小項目、審議会等と書いてある欄の括弧の2、審議会というのは限られた人数で検討されるといったようなことがございませぬ。という事で限られた人数の審議会で、広い範囲の市民に影響が及ぶような事案について検討するときには(ア)として公募の方を入れる、または(イ)としてパブリックコメントをやると、この二つのどちらかをやりなさいよというのが基本的な考え方になっております。この社会福祉審議会については公募の委員が入っておりますので、(ア)の方の要件を満たしているのでパブリックコメントはやっていないとい

うのが現在の運用状況です。ですからそのへんが公募だけでは不十分であるというなら、そちらの方を変えていくというような事は考えられるかなと思います。

佐藤会長：いかがでございましょうか。

羽田委員：確かにそういう理屈は立つようにはなっているのですが、保育所に通う人は全員ではありませんから、ごく限られた人ではありますけれども、ある意味社会生活に非常に影響を及ぼすと。確かに社会福祉審議会では公募はされていますけれども、私はやはり行政側の方の手続きにおいて条例がない。例えば審議会への当事者参加が非常に少ないと感じておまして、そういう流れでいうと例えば保育料を払う親たちの声がなかなか直接反映できないという声も聞こえますから、そういう意味では当事者参加されているとは審議会の中ではそうは思えない部分もある訳です。ですからパブリックコメントに値するのではないかというのが私の意見ですけど。

佐藤会長：これは現行の規則上は違反した、べつな手続きをとったというわけではないのですが、広い範囲の市民に影響が及ぶという文言が更にあってですね、微妙なケースではないかなと思います。今日いきなりこれについて結論が出せるかどうかわかりませんが、今後条例にもございますように必要であればいろいろな規則や、そういった手続きの見直しも我々の審議会の中で行っていく事が出来ますので。他にどなたか今の点についてご意見がございしますか。要するに保育料の改定といった事については、公募の委員が入っているとはいえ、例えば審議会が議論しているときにちゃんとパブリックコメントのような手続きもとった方が良いのではないか、という羽田委員のご意見でございますけども。はい、越智委員。

越智委員：もうちょっと意見言わせてもらえばですね。パブリックコメント、気持ちはわかります。だけどパブリックコメントする人は本当にいないですよ。いないというのはですね、ある程度の文章が書けたり、内容が良くわかっていないとできないと思うんですね。ですから録音テープでも口頭でも良いですよと言っていますけれども、中味そのものが分からないからパブリックコメントも出来ない。若い人は別ですけども、書くより、見る、聞くですよ。目で見て理解できるものという事で、書くとか読むといのは本当に苦手なようです。パブリックコメントなんてその意味すらわからない。これじゃコメントは集まらないと思います。今朝の新聞に出ていて私は当然だなと思いましたね。そうであれば、さっき羽田委員が言ったように、どなたか前に言いましたようにワークショップのようなものとか、少なくとも住民の意識でやっていると。私どもの方も公園を造ってもらったり、パークゴルフ場の運営なんかもやっていますが、やはりそういう形でやって非常に良い物ができましたよ。そうしないと駄目だなとつくづく思いましたね。以上です。

佐藤会長：ありがとうございました。保育料の改定といったような、ある種の料金や手数料の改定の問題なのですが、今すぐに事務方としても答えられないと思いますので検討させていただくというようなことよろしゅうございしますか。では今の問題について、事務方の方で検討していただくという事にしたいと思います。

他にございますでしょうか。なければ6ページの7番、それから下の方の要綱の4番、これについてももう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

事務局：それでは44ページの資料の10をご覧くださいなのですが、まず市立幼稚園の入園及び退園等に関する取扱規程ですけれども、これ自体は手続き的なものを決めているものであります。ただ、市立幼稚園というのは南線幼稚園1つしかないのですが、それが16年度いっぱい廃園になると決まっております。幼稚園に入っている子からは入園料は入るとき1回、保育料は毎月いただくといった2つの料金をいただいているのですが、この南線幼稚園は1年保育、2年保育の子供を受け入れているのですが、大部分は2年保育と聞いております。16年度に入園する子供、2年保育であれば本来2年いれるはずのものが、1年しかいられないということになる訳です。後の1年は別の幼稚園に行くことになるかもしれないとなれば、そちらでまた入園料を払わなければならないということもある訳です。という事もございまして平成16年度に入園する児童については、入園料を半額にしますという事をこの規程の中で決めたものでございます。これについては幼稚園条例の中で必要があると認める時は入園料などを減免できるというふうになっているものですから、この規程の中でそのように定めたという事でございます。担当部局の認識といたしましては、これは16年1年限りの措置を決めたものだ、それから市民にとってはむしろ利益になることだということで、そういう事についてまで、わざわざ市民の声を聴くための手続きは必要ないのではないかと思ったという事でございます。

佐藤会長：質問ですが、これは2年保育は1年しかいられないから入園料を半額にしたと、最初から1年保育という方はどうするのですか。

事務局：1年保育もこの規定ぶりを見ると半額になるようです。

佐藤会長：わかりました。これについていかがでございましょうか。我々が検討すべきなのは、事務局側の幼稚園の説明が、それなりに理由があって特におかしくはなかったという事か、あるいはそうではなくてやっぱり聞かなくてはいけないという事なのか、ということだと思うんですね、結論をもし出すとすればですね。

事務局：今の市民の声を活かす条例の考え方では、確かに減免という事については市民の方に利益になるということはあるんですが、この場合に減免する、この場合には減免しないといったような運用が当然必要になってきます。そこらへんについては、市民にとって利益になるかという事の他に、公平性が保たれているかといったような観点の検討も必要なのだろうという事で、減免についても基準を決めるのであれば市民参加の手続きが必要ですよというようなルールにしている訳です。そこらへんも頭に入れた上でご検討いただければなと考えております。

佐藤会長：これについていかがでしょうか。はい、松尾委員。

松尾委員：この年度については入園料が半額だという事は、例えば行政側からの負担といたしますか、本来であれば利用者から徴収していた分が足りなくなる訳ですから、市の財源から出て行くわけですね。それであれば、結局どこまでが受益者が負担して、どこま

でが財源から出すのかという問題もあるので、やはりそういう手続きが必要だったのではないかなという気もしますけども。

佐藤会長：他にいかがでしょうか。はい、石黒委員。

石黒委員：先ほどの話を正確に聞き取ってなかったのかもしれませんが、条例の委任を受けて、例えば個別に一定の事情があって減免するという、個々の人についてですね。そういうことはあるんですかね。

事務局：実例があるかどうかというのは押さえておりません。

石黒委員：減免できる基準をこの年度については1年しかないのだから、一律半分にしますというのを定めたということ、手続きを取らなかったのが良かったのか、という問題ですよ。個別にする場合は公にすることはしないのではないのかなと思ったものだから。個別の減免の集積みたいな面もあるかなと、それは単年度だけだと、特殊事情がある場合だけだと、そういう事ですよ。それは公平の問題も、もちろんそのとおりあると思うんですけど、他方でそういう形との比較で考える事もあるかなと、ちょっと思ったものですから、制度をお聞きしたのです。1年保育と2年保育で、その1年保育の方も半分にしたようだとのお話だったんですけど、1年保育と2年保育で入園料は違うのですか。

事務局：いえ、同じです。

石黒委員：同じなんですか。

佐藤会長：そうですか、てっきり違うものだと。いかがでしょうか。今の事について。はい、越智委員。

越智委員：これは南線幼稚園が廃園になるので、大変申し訳ないのでその処置として、減免処置をするという事で考えていいのかな。地域と上手くやるためにはそうするのが一番いいと。わずか1年の事ですよ。1年1回入園して卒園したら、それで終わり。

事務局：申し訳ないからという意識があったかどうかはわからないのですけれども、いずれにしても2年保育の子供であれば1年しか居られなくて、もう1年どこかの幼稚園に行かなくては駄目になることになれば二重の出費という事が出てくるかもしれないので、そういった事も考えると半額くらいが妥当ではないかというふうに考えたようです。その根底にはもしかしたら申し訳ないなという気持ちも、あったのかもしれませんが。

越智委員：これは南線幼稚園だけに限った話であって、全幼稚園がそうなるという訳ではない。審議委員会を作ってやっているうちに卒園してしまうのですよ。そこまでしなくてもいいんじゃないかと思うんですよ。審議と言ったって今回1回目だって確かかなり早く説明受けてやっと暮れになってきてでしょ。こんなふうにやっているのだから、やっているうちに子どもがいなくなってしまう。そのための審議会なら必要ないと思う、たった1回きりのことだから。もちろん市の財源から出て行くのしょうけれども、これいちいちやっていたら、あまり問題にされるとじゃあ使用料はどうなるんだと。使用料まともに取ったら使えないですよ、会館でもどこでも。それもやはりある程度市も助成金を出して、少しでも地域の人に安く使わせている訳ですから、そっちまで波及する問題が出てくるよ

うな気がしますね。これはこれでいいと思いますよ、私は。

羽田委員：私良く分からないのですけれども、委任規定を受けて入園料を半額とすることとしたと明示されているのですけれども、この条例の委任規定というのは半額以外に他に何かある訳じゃないんですね。例えばこの議論というのは相当前からしていたのですね、廃止の議論は。ですから当然最後1年になったら、2年保育を入れるとリスクを背負うことは親の方は分かる訳です。だから1年しか後がないとしたら、当然1年保育の人しか選んで来ないということもあろうかと思うんですよね。委任規定の中に、例えば事前に1年限りだとかそういう選択は他にはないんですか。半額にする事だけが委任規定の中であって、それを意見を求めなかったかということを知っているのでしょうか。そのへんが良く分からないのですけれども。

事務局：条例の委任は、必要と認める時には入園料・保育料などの減免ができるとなっています。どういう場合に必要と認めるかという事については、裁量に任されているということになるんです。今回はどういう場合に必要と認めるかという事の中で、1年で廃園になるような時については半額にしてもいいんじゃないかという判断のもとに、規定を改正したのですけれども。ただ、市民の声を活かす条例の中では、使用料などの減免に関する規程については、条例であっても規則であっても、その下の内部的な規程であったとしても決める時には市民参加手続をなささいよ、となっている。そこらへんで実際と条例の規定との齟齬が出たということです。

羽田委員：たぶんこれに意見を求めたら、例えば1年だけ行く人に半額にはならないのではないかという意見もきっと出たのではないかと、ということも想定されると思う。確かに市の都合もありますけれども、私はやはりこういうことは、事前に意見として聴くべきではなかったかと思います。

佐藤会長：他にいかがでしょうか。細川委員。

細川委員：行政の職員の立場としてなかなか発言しづらい問題かと思うのですけれども、個人的な意見としましては、パブリックコメント、市民の意見を求めるべきだったのか求めなくても良かったのかという部分につきましては、条例上の問題としまして、現に求めるべきという規定がある訳ですから、やはり求めるべきだったろうと。今後こういった種類の問題についてどうすればいいのかという問題だとは思いますが、これにつきましても、当事者の半額にされた方々ばかりではなく、それ以外の入園者の問題等ございますので、やはり市民の声を聴くべきというような考え方でおります。

佐藤会長：この問題について、他にいかがでしょうか。大体ご意見が出たような気がいたしますが、まとめますと、1つはそもそも手続上の問題があってもやらなければいけなかったんだからやるべきだったし、実際上も公平性という観点から見れば、きちんとした手続をとるべきであったというご意見と、ごく短期的な1つのちょっとした問題なので、そこまでいちいち手続をとる事はないのではないかと、という2種類のご意見があったと思います。先ほど細川さんからありましたけれども、問題はこういった事例が今後とも発生し

てくる可能性がある訳です。その場合に、こういった事例でもやはりきちんとした市民参加手続をとるべきなのかどうか、とるべきだとすればもちろんその事を徹底して行くという必要がございます。あるいは、この程度のことであればその市民参加手続をとるまでもないと判断するとすれば、ではその判断の基準をどこに置くかということ、ある程度我々も検討して行かなければいけないということになるかと思う。ともかく、今の規定ではやらなければいけないということでお聞きしたのですけれども、何人かの方のご意見を伺いますと大勢はこういった事例であっても、きちんとした参加手続、越智委員は審議会とおっしゃいましたけれども、必ずしも審議会に限らないと思うのですが、その他のいくつかの手続がありますけれども、そういったことも含めまして、ある程度きちんとした手続をとるべきだというような意見が多いような気もいたしました。いかがでございましょう。石黒副会長の意見は違っていました。

石黒副会長：判断できないなと思ったのは、一般的なルールを設定する時はやらなきゃいけないという条例ですよね。今回の場合は、単年度の個別扱いなんだけれども、個別は1人じゃなくて一律だから一般ルールの、個別処理と一般ルール設定とがセットになってしまっているというか、そうすると確かに条例上やらなければならない形も分かるんだけど、担当部局の判断、実質的な面ではかなり適合しているところもあるのかなという感じを持ったところなんです。だからどうなんだと言われると、今すぐは意見が出ないという状態ですが。

佐藤会長：やはりこの場で我々が、事務局サイドからいろいろな情報がある程度お伺いいたしましたけれども、具体的な状況をお分かりになっている委員もいらっしゃると思うのですが、石黒委員もそうおっしゃってましたが、私も具体的な状況が分からないものですから、ここでそれが行われるべきだった、そうではなかったという判断はしづらいものがあるんですね。ただ、現行の市民の声を活かす条例並びにそれに基づく規則、そういった観点からしますと、こういった事例についてもやはり何らかの市民参加手続をとるべきであったのではないかと、ということは申し上げることができると思うのですが、いかがでしょうか。

樫委員：制度としての運用で議論をしている訳ですから、個々の特例的な扱いについては別な要素だと思うんですね。やはり原則に従って執行してもらいたいと思います。

佐藤会長：ということは、今私がまとめましたような手続に沿ってきちんとしてすべきであったというようなことを、この審議会としての意見としたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

佐藤会長：ありがとうございます。では次のディスポーザ排水処理システムについても、もう少し具体的な話をいただければと思います。

事務局：ディスポーザはお分かりになりますでしょうか。流しに高速で回るカッターみたいなものを取り付けまして、生ごみをそこに入れると粉々になって下水に流れて行くと

いう機械なんですけれども、今現在、石狩市の下水道としてはディスポーザは禁止しております。ただ、建築基準法の中でディスポーザとそこから1回粉々になったものを溜めて、そこで残飯分と水分を分離して水の方だけ流してやるというシステムが排水設備ということで認定を受けたそうです。ですから単純に砕いて下水に流すようなものはだめなんですけれども、砕いて流してその先で1回受けて、うわ水だけ流すという仕組みのものについては、排水設備として付けてもいいということになった訳です。ただし、こういう大掛かりな設備は一般の家庭ではなかなか付けるのは難しいというのが実態のようでして、現実的には集合住宅とかマンションとか、ある程度大きな建物でないと維持しかねるものがあるような設備のようであります。そのうわ水だけを流すといったようなシステムが建築基準法で認められたので、下水道サイドとしても、付けたいという相談が来た時には拒否できないということになったんですけれども、ただ放っておきますとうわ水だけ流すはずのものが、残飯分も一緒に流れてくるといったことが出てくる恐れがある。そうなりますと公共下水道の施設の方にも悪影響が及んでしまうということがありますので、ディスポーザシステムを設置したいといった申し出が来た時には、適切な維持管理を行うといった誓約書を出してください、ですとか、メーカーとちゃんと維持管理契約を結んでください、といったことを指導して行きます、ということを決めた要綱を今回新たに制定いたしました。これは完全に行政指導の基準ということになりますので、現行の規定の中では市民参加手続は必要となりますが、担当所管の方では、どういうケースに市民参加手続が必要なのかという内容そのものをあまり理解していなかった。条例とかであればやったと思うということなんです、そこまでのものでもないし、ということでやらずに制定してしまったということでもあります。

佐藤会長：これについていかかでしょうか。これは事務局サイドもその認識のところにございますように、市民の声を活かす条例の規定内容を理解していなかったということでもありますから、今後このようなことのないようにということにならざるを得ないのではないかと思います。何かご意見ございますか。

高橋委員：うわ水だけ流すというお話でしたけど、当然沈殿する部分があるはずですよ。これから新築される方はほとんどシステムキッチンの中でそれが取り付いているという家庭がある訳ですよ、新しく建てる場合。建築確認書というのですか、それを受け付ける際に、ディスポーザ付の家の場合に特別料金というのは取ったりすることも考えていかなくはないのでしょうかね。

事務局：今のところ特別料金を検討されているということは、私は承知してないです。ただ、先ほども言いましたが、今回認められた処理システムというのは、一般家庭ではなかなか付けきれないぐらいのかなりの設備だそうで、沈殿する残飯分は産業廃棄物みたいな形で別途処理しなければだめだ、といった事になっているそうです。

高橋委員：このシステムは昔からあるんですよ。これから新築される方は恐らくそれ付きのシステムキッチンを付けられると思うのですけれども、確かに生ごみを減らすとい

う意味ではとてもいい設備なんですけど、それが沈殿してしまってそれが後になって詰まったりということになると、いちいち配管の中にもぐって掻き集めるというのもなかなか難しい問題だと思うし、そういうことになれば公平の問題からいって、建築申請する場合に付いているのであれば、特別な料金というのはやらないと下水が詰まったりいろいろ難しい問題が出てくると思うんですが。

佐藤会長：ディスプレイ排水処理システムをどうするかということは、下水道所管で考えただけかと思えますけれども、いずれにしてもこういった要綱を作る段階、行政指導の基準でありますので本来であればきちんとした市民参加手続が必要であったところである、これは間違いのないところなんです。やはり下水道所管に市民の声を活かす条例をきちんと理解するようにと申し上げるとともに、一方で、事務局の皆さん方にも依然として市役所の中には良くご理解なさっていない部局があるようですので、そのへんの啓蒙方についてよろしく願いますというような形にならざるを得ないと思うのですが、いかがでございましょうか。事務局の皆さん方は大変がんばっておられるのは、私も良く存じておるのですが一応審議会としてはそう言わざるを得ないと思います。

それでは、資料2を終了いたしまして資料3の方ですがこれについていかがでしょうか。よろしいですか。また何かお気づきの点がありましたらご指摘いただくとしまして、次に資料4です。これは会議の予定の公表でありますとか、会議録作成、傍聴状況の資料になってございます。昨年、一昨年度分が載っておりますが、我々が審議するのは昨年度の分でございます。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、松尾委員。

松尾委員：網掛けになっている部分なんですけれども、どうして事後の日程の公表なりになったのかの事情みたいなものが分かればお聞かせいただければと思うんですけれども。

事務局：ほとんど、全てと言っていいんですけれども、うっかりミスです。

松尾委員：それでは、そういうことがないようにしていただくと言うしかないですね。わかりました。

佐藤会長：他に何かご質問ございますでしょうか。高橋委員。

高橋委員：14のコミュニティセンター運営委員会というのはどういう委員会か存じませんが、私音楽関係の仕事をしてまして、音楽をやるとなるとコミュニティセンターしかないと言ってもいいくらいなんです。それで、私も市制になるのが決まった時に「第九」を提案してそれが実現した訳ですよ。翌年もう一度皆さん歌いたいからといって、翌年また「第九」の第4楽章だけやったんです。その時に、それは8月だったんですが、前の市長さんが汗ダクダクになって最後まで聞いてくださって、それが引き金になってエアコン装置が付いたんです。聞くところによるとン千万というお金をかけてやったらしいのですが、その後毎年私はコミュニティセンターを使いまして札幌の連中を呼んできてコンサートやってるんですが、実際エアコン付けてもらったんですが、演奏中にエアコン使えないんです。雑音になっちゃうんですね。そういった無駄なお金を使う場合、エアコン付けていただいてメリットを受ける人は相当数いらっしゃると思いますが、それが雑音になる

ような行事をしたい時には、無駄なお金だったなと痛感するところなので、もしそういうようなものを設置されるのであれば、もうちょっと私どものような音に関して敏感な、私は敏感な立場なんです。昔からオーケストラの方の仕事してましたから、ちょっとした音でも気になりますので、そういった知識を持った人に少しでも声を掛けてもらって、その上で進行してもらおうと、そういった意見を聴いてもらいたいなという気がするんですね。

佐藤会長：おっしゃる事はその通りだと思うのですが、例えばコミュニティセンターのような公の施設をこれから作ろうと、あるいは改修しようとする場合にそれなりの市民参加手続、またその中に専門の方がお入りになると思いますので、そういった議論になるのではないかと思います。若干、資料4の視点とは異なるご見解かと思えます。私がお伺いしたかったのは非公開のもの、10ページの就学指導委員会とか教育委員会芸術文化スポーツ表彰選考委員会とかが、後からいついつ開かれましたという事で出たんでしょうかね。このあたりが問題になるのではないかと思います。ただ、他の部局では非公開のものであっても開催通知があらかじめ出ているということがございますので、事務局として何かご見解があればお伺いしたいと思います。

事務局：非公開のものは事前公表は義務付けられていないのですが、できるだけ出した方がいいんじゃないですか、ということでやっている部分がある訳です。実は平成14年度につきましてはホームページに載せる作業は市民参加の担当が一元的にやっていたんですけれども、15年度に入りましてからそこらへんについては各担当所管でやってくださいといった形に変えております。と言いますか、もともとはそういったような形の運用を予定していたんですけれども、14年度はスタートして間もないということがあって、所管の負担を軽くするために市民参加の方でやっていたということです。そういったような状況の中で、各所管に任せられた結果、なるべく非公開でも出してほしいねといったような、こちらからの働きかけが十分行き届かないようなところも出てきたところかなと思っております。

佐藤会長：ありがとうございます。非公開の部分については手続に反したという訳ではないけれども、事務局としてはできるだけ非公開であっても、あらかじめ日程を出して欲しいというような事を行っているということですね。他にいかがでしょうか。

石黒委員：網掛けは事後になったもので、うっかりミスだという説明だったと思うんですけれども、事後ではなくても寸前というものもありますよね。やはりそれも準網掛けのようなもので、なるべくそれを見て関心ある人が、実質的に参加可能になるようなものを徹底していただきたいなと思えます。

佐藤会長：ご指摘の通りだと思います。他にございませんでしょうか。椿委員。

椿委員：11ページ公開会議の予定公表時期及び会議録作成の状況の中で、会議録作成のがですね、388日かかって作成されておると。当該年度を越えている訳ですけれども、これは完全速記を行われてこういうことになっているのでしょうか。

事務局：これは完全速記ではないと思えます。申し訳ございません。ちょっとここは状

況を詳しく把握しておりませんでしたので、遅くなった原因を含めて、次回までに状況を調べてご報告させていただきます。

佐藤会長：よろしく願います。他にいかがでしょうか。高橋委員。

高橋委員：No38の表彰選考委員会はどのような構成になっているのでしょうか。

事務局：表彰選考委員会は、市長・助役・学識経験者5人の合計7人で構成されております。学識経験者の個別のお名前は資料を持ってきておりませんけれども。

高橋委員：私は市の広報で、その都度表彰される方の経歴や顔写真やら拝見してますが、時としてもっと素晴らしい人がいるんじゃないかなと思う時があるんですね。ですから、本当に学識経験者と言えば大体想像つきますけれども、もっともっと相応しい人たちがたくさん増えてきているように思いますので、そういう方も順次入れ替えしながら委員会を組んで行く必要があると思うんですね。

佐藤会長：わかりました。委員の構成が固定化されないようにというご趣旨でございますね。はい、羽田委員。

羽田委員：意見としてここで言うのがいいのかと思うんですけれども、あい・ボードを利用しているんですけれども、あい・ボードは31箇所あるということは伺っているんですけれども、私があちこちに時々見に行くんですけれども、貼っているものの枚数が違ったり、はずれてたり良くするんですけれども、貼る担当がいると思うんですけれども、市民も受付けていただければ貼っていただけますから、良く盗まれるという話も聞くわけなんです。ばらばらなのは行政の方で分かっておられるのかなと。せっかくあるあい・ボードが、きちっと貼られて、見るチャンスがなるべく均等にあればいいと思うんですけれども、場所によっては非常に少なくなっている時と、ちゃんと貼られているところとあるんですね。そのへん把握してらっしゃるかどうかな。なくなったものに対しては追加しているのか、印鑑がついているんですけれどもなくなってるケースは相当見られるんですね。下のパブリックコメント用の意見用紙とか、それは持って行っていいようなポケットが付いていますけれども。用紙がなくなっていることについて、私たちどんな形で貼っているか良く分かりませんけれども、そのへんの事情は存じているかどうか聞きたい。

事務局：最近の状況については正直言って十分おさえきっていないんですけれども、あい・ボードができた当初は、確かに持って帰るといった話がございまして、そういうことで掲示物を押えている金具のところに『これを持っていかないでください』と書いて、一時おさまったなというふうに見ていたんです。また最近持つて行くということであれば、別途対策を考えなければだめかなと思っております。あい・ボードは基本的に設置している箇所の管理者の方に貼ったり剥したりをお願いしております。残念ながら市の方で31箇所全部の状況をつぶさに把握するということは、物理的にできない状況になっています。あくまでも設置側の管理者の方を信頼してこちらから送っている状況で、掲示物がなくなったことに気が付いたら連絡くださいねということは言っているんですけれども、今までたぶん連絡がきたケースはないんじゃないかなと思います。

羽田委員：意味が分かりましたけれども、例えばその札幌信用金庫なんて、きちんと貼ってあるんですね。北海道銀行に行くとヌケヌケなんですね。スーパーによっては非常にちゃんと貼られているところと、全然ないところと。もしかしたら管理者が持っているということもあるんでしょうか。そういう指導は、せっかくのあい・ボードですから貼っていただきたいなと思うんですけども、お願いしている都合もありますけれど。

事務局：実際は置かせていただいているという立場なものですから、指導というのは難しいんですけども、なるべく協力していただけるようなお話はして行きたいと思います。

佐藤会長：公表につきましては、やはり公表が抜けることのないよう。また、石黒副会長からございましたように、あまり直前になってから公表するといったことのないように引き続きご努力を願いたいと思います。また、議事録の作成につきましては、後で調べさせていただいてご報告いただければと思います。

それでは資料5、パブリックコメント手続の実施状況ですけれども、これについて何かご質問、ご意見ございますでしょうか。これは、パブリックコメントが多かったのは、事業評価の中間報告が相当数あったわけですね。それ以外はほとんどないという理解でよろしいのでしょうか。

事務局：10件のうち意見があったのが3件で、そのうち1件が事業評価でかなりきています。あとは福祉のまちづくり条例で3人。地域誌資料センターで5人という状況です。やはり絶対数として多いとは言えない状況だと思えます。

佐藤会長：こういったことは他の自治体でも見られる状況だと思うんですが、従いまして何かいい手はないかということになるんですけども、いかがでございましょうか。

松尾委員：僕がこの委員に公募する時にも書かせていただいたんですけども、予算の都合もあってすぐ似たような事をするというのも難しいのかもしれないんですけど、たまたま食事に入った札幌のお店で、札幌市の広報で市の財政状況かなんかの説明だったと思うんですけども、マンガなんかを使ってかなり分かりやすく書いてあったと思うんですよ。市の職員の方の個別の案件に対する知識というのと、一般の市民の知識とはかなり格差があると思いますので、どれだけ分かりやすく提示して行くかというのが、そのへんに留意してやって行くというのがあると思います。

佐藤会長：ありがとうございます。この点は先ほど越智委員もおっしゃっていた点かと思えますけれども、他に何かございせんか。

薩摩委員：分かりやすさというところに関連いたしまして、あい・ボードもありますけれども、パブリックコメントがあるということに気付いている人がどれだけいるのかというのが、いつもまちを歩いていて疑問に思うのですけれども、スーパーなどは買い物するのが忙しくて、あい・ボードを果たして見ているのかということもありますし、せっかくのあい・ボードなのに、活字ばかりが並んだ紙が貼られているのに、じっくり目を向けている人がほとんど見受けられない気がして、その見やすさとかPRの部分でのやり方が他にあるんじゃないかなというのは感じてはいたのですけれども、パブリックコメントをすぐ見

た時に手元で書けるような場所を設けるだとか、あい・ボードを私も団体として使わせてもらっているのですけれども、いつもパブリックコメントとか条例のものに支配されてポスターをお断りされるのがほとんどなんですね。せっかくのあい・ボードと感じていたんですけれども、最近貼られているのは、ほとんどパブリックコメントの件ばかり、その割には目立たない、というか分かりにくい。もう少し貼り方というかPRの仕方があるんじゃないのかなと思います。

佐藤会長：ありがとうございます。もう少し告知と言いますか、パブリックコメントをやっているぞというのを知らせるとともに、そもそもパブリックコメントということについての理解を深めていただくのが必要なのかなという気がしますね。羽田委員。

羽田委員：意見といいましょうか、各所管が努力すべきことかなと思ったのは、例えば農業振興整備計画というのは、相当専門的に高いんですね。そのことに対してパブリックコメントを一般の市民の人たちがするのは相当厳しいと思うんです。例えば、農業に関わる人たちというのは市民活動団体みたいのがたくさんある訳ですよ。ですから、いかに行政職員が触れ合っているかとか、ちょっと声を掛けるかとか、そういうことが足りないんじゃないかなという感じがするんです。ですから、良く私たちもこんなやってるんだって聞かれたら、ちゃんと勉強しなきゃと市民としても思いますけれども、そういう直接的にコメント出ささいじゃなくて、こんなふうになっているんだけどどう思う、というような内部の職員の声掛けというのが、こういうことに対しては非常に重要ではないかと。その中から市民の見識というのは上がって行くとか、自分たちも何とかしようとか思う人たちもいるんじゃないかと。ただコメントちょうだいじゃなくて、もう少し違った意味での内部の関係団体にも声を掛けてみるとか、そのことだけを目指すのではなく、参加を促すような内部の声の掛け方が必要かなと私としては思いますけれど。ぜひそういうことができれば、こんなあったのと後で言う人たちも中にはいる訳ですから、せっかくできるパブリックコメントですので、あらゆる機会を捉えていただきたいと私は思います。

佐藤会長：なるほど。反論する訳ではないのですけれども、関係する人たちに声を掛けていきますと、関係する人たちは役所とある程度話がついて、逆にパブリックコメントを出す必要がなくなるということになるのでは。

羽田委員：そういう固い関係ではなくて、もう少し普通の市民活動団体もこういうことに興味を持っている人たちはいるということ、行政職員には分かっていたきたいなというのはありますね。

佐藤会長：なるほど。通常結びついている農業なら農業のいろいろな団体なりは確かにあるかと思いますが、もう少し視点を広げて関心を持っていそうな、例えば農業の問題でも消費者の団体ですとか、普段なら農業部局があまり関係を持たないようなところにもこういうものがありますよということ、きちんとお知らせすると、もっとパブリックコメントのようなものが出てくるのではないかというご意見ですね。おっしゃる通りだと思いますね。他にいかがでございましょうか。はい、高橋委員。

高橋委員：先ほど市長の話にもありましたけども、上がってくる件数が非常に少なく、せっかくこういう審議会があってもですね、もったいないという話が出てましたけれども、パブリックコメントですとかワークショップですとか、もう少しわかりやすい日本語にしましてね、事務局からも出てましたけども、アンケートを送ってそれに対して回答をしていただくとかですね、もうちょっと別の角度でやった方が良いのではないかと思うのですが。それこそ、どこでそういうパブリックコメントをやっているのか、それすら知らない人がほとんどではないかなと思うんですね。

佐藤会長：おっしゃる通りですが、事務局の方で今のアンケートの関連を少しご説明をさせていただいて。37ページの資料8の方の説明を。

事務局：アンケートとかパブリックコメントの違い、使い分けという事だと思うんですけども、これまでアンケートというのは、一般的にいうと行政側が一般的な市民意識がどこにあるかといったような事を捉えて、その次からの何かに役立ていくといったような事の為にやっております。ですから、そのアンケートに答えた方、一人ひとりにとって見れば、自分がアンケートで言った答えが、最終的にどうなっているのかわからない訳ですね。どうしても行政側としてはボリュームというかマスで捉えてしまいますから、要するに何%の人がこれは良いと言っているからそっちの方でいきますか、みたいな使い方をするのが一般的であったと思います。パブリックコメントはもっと具体的に、今行政活動としてこういうことをやりたいと考えています。これについて意見があれば出してください、という事をやることで、役所で全然考えてもいなかったような観点からの意見をいただいたりなど、役所がやろうとしていることのレベルを上げていくとかでやっているものであります。ですから当然アンケートみたいに自分が答えたものがどうなるのか、どうなったのか分からないものではなくて、パブリックコメントに意見を出せば、その意見がどういうふうに使われたかというのを、きちんと検討したうえで公表すると。ですから意見を出した方にとって見れば自分の出した意見についてどういうふうに取り扱われたというのもちろんわかる、といったような中で運用しているところであります。そういう意味でいうとアンケートとパブリックコメントというのは使い分けをするべきであろうという事で取り組んでいるところです。

佐藤会長：パブリックコメントの実施状況を見ますと、事業評価の中間報告については相当数のパブリックコメントが来ている訳ですから、ある意味市民の皆さん方の関心が非常に高い問題については、多くのパブリックコメントが集まってくる傾向があると言ってもいいのではないかと思いますね。それに対して内容が専門的だったり、それほど関心がない、あるいはどちらでもいいといった事については、なかなか意見が寄せられないといった事があるかと思えます。だからと言ってパブリックコメントをしないという訳にはいかない訳でして。今事務局のご説明にもございましたように、幅広くいろいろな意見を吸収するという意味では、それなりの役割を持っていると思います。多くの委員から出ましたようにパブリックコメントし易い状況、雰囲気を作っていくという事が大きな課題だ

と思います。なかなかすぐ大きな効果が出るという方法は難しいかと思いますが、今後ともそのへの努力、これは市役所ばかりではなく市民の皆さん方もという事だろうと思うのですが、努力を促していくようにしていただければありがたいと思います。そのようなまとめでよろしゅうございますか。それでは後 10 分くらいしかなくなってしまいましたね。資料 6 は議会のいろいろな答弁ですが。

事務局：すみません。訂正がございます。32 ページ、質問議員、堀弘子議員となっているのですが、これは青山議員の間違いでございます。大変失礼いたしました。

佐藤会長：わかりました。これは議会ではこんな事が議論になっているという程度でご覧になっていただければよろしいのではないかと思います。何かありましたら後で、次回でも結構でございます。

それでは資料 7 ですが、これは市民の声を聴く課の方に寄せられた提言という事でございますけれども、これについて何かございますか。これは回答が載っていますが、この回答ではまずいのではないかとというような事でもあればと思うのですが。これも特によろしいでしょうか。

資料 8 は先ほど若干説明もございました。アンケートも入っておりますが市民の意見を積極的に把握する趣旨の手続きでございます。これについてはいかがでございますでしょうか。先ほど高橋委員の方からご提案ございましたようにできるだけこういったものを積極的に取り入れていただけるとよろしいのではないかと思います。いろいろ予算の都合とかあると思います。

特になければ資料 9、これは市職員へのアンケートでございますね。これはいつ行ったアンケートでしょうか。

事務局：今年度の 4 月か 5 月です。

佐藤会長：そうですか。このアンケートの回答をご覧になって何か感想があればお伺いしたいと思いますけれども。はい、石黒委員。

石黒委員：回答率というのは市役所の全部の部局、庁内全体にアンケートを取ったという事なんですよ。

事務局：全職員を対象にアンケートを取りましたので、回答率は全職員の内の何%が回答したかという事になりますね。

石黒委員：そういう調査の回答率というのは普通これくらいのものなのではないでしょうか。私が一瞬見た時に、あれ、少ないなという印象を持ったものですから、こういう質問をしました。特別今回が少なかったのか、普通の状態なのか。

事務局：市民参加の関係では前の年度でもアンケートを取っているのですが、それで言うと、Q2 に書いてありますが、19.8%だったんですね。それが 38.2%になっているので一応上がってはいるのです。他に全職員対象のアンケートというのは細川課長の所で最近やりませんでしたか。

細川委員：次世代育成支援に関するアンケートを行っています。それは 70%以上ですね。

事務局：このアンケートについてはですね、全職員にメール配信で送っております。ペーパーではありません。従って、全職員がメールを見てですね、自発的に返して頂くというような部分で、今、細川委員が言われた次世代の関係についてはですね、かなりデータを掌握する為に何回も反復して職員にアンケートの回答を求めている部分があります。私どものこのアンケートというのは1回だけ、ある一定期間について自主的にどれだけ回答するかという自体の回答率も含めてですね、職員の意識の部分が推し量れる部分もございますので、何回も反復すれば、たしかに率は上がっていくと思いますが、あえて、1回だけ一定の期間でアンケートを取っているような事の結果がこういう形になっているという事もご理解いただきたいと思います。それにしても少し低いかもしれません。

石黒委員：でも大分、全体は上がっているわけですね。そういう意味では自発的なレベルは上がっていると。

佐藤会長：教育委員会というのは、その他事務局に入るのですか。

事務局：いえ、教育員会は10番目です。生涯学習部です。その他事務局はそれ以外の農業委員会とか、選挙管理委員会とかそういったようなところですね。

佐藤会長：なるほど。はい、羽田委員。

羽田委員：自発的な職員の結果を知りたかったというのはわかるんですが、むしろ条例を適用するというか、やらなきゃなんないのは職員が相当強い意識のもとにやっていなくてはいけないと思うんですね。逆に、なぜ興味がないのかという事を聞きたいくらいなんですよね。アンケートに答えない人の答えが欲しいと。私は当然市全体で決めたことを執行する職員が、前よりは上がったとはいえ、野部長がおっしゃるように低い訳ですから、なぜ低いのか、なぜしないのか、なぜそういう意識にならないのか、そこをまず強制アンケートでも欲しいなと思うんですけど。そういうのはアンケートとは言いませんね。

佐藤会長：はい、志摩委員。

志摩委員：まず率を上げる為には魄（かい）より始めよではないですが、部長・課長職のアンケート対応率が良くない。地方公務員制度の中では、上司の命令なり指示・伝達そして結果を重要視しますから、そういう点で積極性がやや管理職の層には薄いかなと思います。行政内部の意識改革と言っても、職員なり係長クラスに、一所懸命やれよと言う前に、模範を示さないとなりません。それが役所組織の保身術と言ったら悪いですが、なかなか実践されてないという感想です。

佐藤会長：なるほど。はい、細川委員。

細川委員：あの私アンケートに回答させていただいたのですが、弁明する訳ではございませんが、この回答率を見ていただければわかりますが、実際問題、市民参加に携わる職員の役職の階層といたしますのは課長職。主査職は若干携わりますが、一般の係員の主事の方等につきましては、なかなか市民参加の部分には業務としては、日常業務のルーティン業務はやりますが、その辺については携わらないというような側面がございます。そういった中で、このアンケートになかなか馴染めなかったというところがございまして、この

へんがアンケートの回答率を押し下げている要因の一つかと言えると思っております。

佐藤会長：なるほどそれは有り得るかもしれませんね。今回は関わった、関わらなかったが半数程度出ておりますけども、前はここ、どうでしたか。私ちょっと記憶が薄れてしまったのですけども。

事務局：前回は関わった、関わっていないは、ほぼ半数でした。

佐藤会長：わかりました。いろいろな回答、特に41ページからの細かく回答をいただいている方もいらっしゃるので、このへんについて何か感想があればお伺いしたいと思いますけども。はい、高橋委員。

高橋委員：コミセンの所での外れな発言をいたしました、41ページの一番下の枠の中の2の項目なんですが、ここで発言したかったのですが、訂正させていただきます。

佐藤会長：同じような意見が市の職員の方にもあったということですね。ありがとうございました。この審議会、今日で終わりでございませぬので、また何かございましたら事務局の方におっしゃっていただくなり、あるいは次回の審議会に戻っていただいても構わないかと思っております。あまりガチガチに今日の審議項目はこれだからこれしかやらないといったような進め方をしないようにしたいと思いますので、お気づきの点がございましたらどしどしお寄せいただければと思います。資料10については最初の方でやりましたので省略させていただきます。他に特に何か。はい、辻委員。

辻委員：先ほど、市民参加条例の精神は、ルールを守って運用するという事と、改定すべきルールは変えていく、という両面から、石狩市の市民参加の実態を進化させていくところにある、というご説明がありました。本日の具体的検討の直接内容とは異なりますが、その観点から発言させていただきます。今回15年度について、ルールに従って運営されているか、ということでは十分な資料が提供され、本日はその検討、評価が進められた訳であります。その中で、改善検討すべき問題が提起され、今後検討されることになるのだと思います。ところで、昨年度の市民参加制度調査審議会では、それまでの市民参加制度の運営について諮問を受け、状況評価をして改善の為に採るべき点を含めて答申いたしております。さらに、その事とあわせて、一層の市民参加推進に向けての提言をいたしております。このことの、その後の取り組みはいかがでしょうか。もちろん、提言どおり実施できない事もあるのですが、そこらの状況を開示いただき、その事を踏まえて今回の論議も進められることが、当審議会の審議を進化させるということからも有効でないかと考えます。本日、問題点とされた事の中には、例えば、委員会構成については昨年提言された「審議会特性」との兼ね合い、広く住民意識を吸い上げるという点では昨年の「公聴に寄せられる意見の活用」うっかりミスが発生については「職員の意識改革の教育」等々、昨年度議論されたこととの関連も少なくありません。新しい観点から議論するにしても、前回の答申や提言の実施の可否やその推移を踏まえることが議論を深める上でも大切だと考えます。運営状況を評価して答申し、一丁上がり。また次回はゼロからのスタートということのみを繰り返すのではなく、やはり、過去の検討やその結果の結論を積み上げ蓄積していく事

は進化させる、という精神からは重要になると考えます。以上、進化させるという観点から発言させていただきました。

佐藤会長：ありがとうございました。その点は私も若干気になってはいたのですが、今日で終わりということではなく2回3回とまたそのうち開催しますので。今日は評価の側面ということで、しかもしばらく間が開いたものですからこのような進め方にさせていただきましたけれども、また次回以降からは、今辻委員の方からお話がありましたように前回の第1回目の審議会での議論、あるいは建議といったものを踏まえた視点といったような事も議論をさせていただきたいと思っておりますので、そのへんは事務局の方でもご準備の方をよろしくお願ひしたいと思っております。他にご意見ございますでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員：本当に恥ずかしいのですが、今日はじっと聞かせて頂いて、本当に自分の勉強不足というか、何も言えないでこの2時間半、胸の中がモヤモヤしているのですが言葉にして出せないというのが本当に情けないと思ったのですが、今年の1月19日に新規の方の勉強会ということでいろいろ聞かせていただいたのですが、すでに何ヶ月か経って、あの時の事がきれいに忘れていくような状態です。今度はいくらか皆さんの言うことを聞いて分かるかなと思うのですが、今日は本当に申し訳なく失礼いたしました。

佐藤会長：とんでもございません。ぜひ胸の中のモヤモヤを出していただければありがたいと思っております。他に何かございせんか。特になければこれで審議の方は終わりにしたいと思っておりますが、事務局の方で何かご連絡があるかと思っております。

事務局：お手元に新年交礼会のご案内の紙が届いているかと思っております。もしも参加ご希望の方は、一応今日が締め切りになっているのですが、多少遅れても間に合いますので事務局の方に電話でも結構なので来週前半くらいまでにご連絡をお願いいたします。事務局の方でまとめて申し込みます。それと次回の日程ですが、ご承知のとおり1月16日が合併の住民投票という事になりますので、その前はバタバタしてしまうのかなというような気がします。1月の後半くらいかなと思うのですが、後日、調整してご連絡させていただくという事でよろしいでしょうか。一応、心積もりとしては1月の後半という形をイメージしております。

佐藤会長：開催時刻はこういう時間帯ですか。

事務局：夜も辞さずというイメージで、一番出席できる方が多い時間帯にしたいと思っております。

佐藤会長：そのようにしたいと思っております。それでは以上で、本当は1年くらい経ってしまったのですが、第1回の調査審議회를終わりたいと思っております。どうもご苦勞様でございました。

平成17年1月28日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会
会 長 佐 藤 克 廣